

泉崎村観光誘客支援金Q&A

Q1 大人・小人の支援額は同額か。

A1 同額です。ただし、宿泊料が支援額を下回る場合や、小学生未満の場合は対象外です。

Q2 同じ宿泊施設に連泊した場合も対象か。

A2 対象になります。ただし、小学生未満の場合は、対象外です。

Q3 バスの運転手や添乗員の宿泊分は対象となるか。

A3 有料の宿泊であれば対象となります。

Q4 支店単位での申請は可能か。その場合は申請や振込み等はどうなるか。

A4 支店単位での申請は可能です、振込先は申請書に記載された振込先となります。

Q5 交付申請書に募集チラシ、パンフレットを添付する意味は。

A5 最少催行人数等をチラシ等で確認するためです。

Q6 交付申請書等の提出は、電子メールやファックスでもよいか。

A6 交付申請書等は、押印(会社員及び代表者印)していただくため、必ず原本を郵送願います。

Q7 当初の申請から予約人数が増加した場合は、いつ申請すればよいか。

A7 変更については速やかに支援金変更(中止)承認申請書を提出願います。

Q8 実績報告は、毎月10日必着だが、土日にあたる場合はどのようにするのか。

A8 翌営業日で結構です。

Q9 宿泊の確認方法はどうか。

A9 実績報告書に添付していただく実績人数報告書(兼宿泊証明書)を基に、泉崎村が各宿泊施設に確認し宿泊証明を受けます。

Q10 支援金の振込みはいつか。

A10 宿泊施設の確認が取れば、実績報告書提出月の翌月に振り込みます。

Q11 大手旅行会社が造成したツアー商品を提携会社が販売した場合、どちらが交付申請できるのか。

A11 販売した提携会社が交付申請することができます。

Q12 この支援制度は、泉崎村が実施するほかの補助制度と併用は可能か。

A12 併用は全て不可です。

Q13 この支援制度は、東京都や福島県等が実施する補助制度と併用は可能か。

A13 本制度は併用可です。ただし、東京都や福島県等が実施する補助制度が併用不可であれば、どちらかを選択してください。